

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員等の選考について

令和3年3月25日
原子力規制庁

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等について、別添1の候補者について審議いただき、候補者を選考していただきたい。

(平成25年度第41回原子力規制委員会 資料1 (抜粋))

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会の委員は、以下に示す分野のうちから選定するものとする。なお、両審査会に調査審議を指示する事項を踏まえ、必要に応じ、委員を選定する分野を追加する。

原子炉安全専門審査会

- ・ 原子炉
- ・ 放射線
- ・ 自然災害(地震、津波等)
- ・ 人的、組織的要因(ヒューマンファクター、品質保証等)
- ・ 原子力以外の産業における安全
- ・ その他、原子炉の安全に関連する分野(核セキュリティを含む)

核燃料安全専門審査会

- ・ 核燃料物質
- ・ 放射性廃棄物
- ・ 放射線
- ・ 自然災害(地震、津波等)
- ・ 人的、組織的要因(ヒューマンファクター、品質保証等)
- ・ 原子力以外の産業における安全
- ・ その他、核燃料、廃棄物の安全に関連する分野(核セキュリティを含む)

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の 調査審議事項

国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

令和2（2020）年1月に実施されたI R R S（I A E Aの総合規制評価サービス）のフォローアップミッションの結論（輸送に係る結論を含む）を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。

令和2（2020）年4月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について事業者から聴取し、その活用方法に関し、助言を行うこと。

発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
（原子炉安全専門審査会への指示）

核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
（核燃料安全専門審査会への指示）

地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

原子炉安全専門審査会名簿

令和2年12月14日現在

審査委員

うちやま 内山	まゆき 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座 教授
おおいがわ 大井川	ひろゆき 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門 副部門長 兼 原子力科学研究所長
おがわ 小川	やすお 康雄	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授 同センター センター長
かつた 勝田	ただひろ 忠広	明治大学法学部 専任教授
かんだ 神田	れいこ 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 高度被ばく医療センター 副センター長 放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター センター長
せきむら 関村	なおと 直人	国立大学法人東京大学 副学長 大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授
たかだ 高田	つよし 毅士	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
たかはし 高橋	まこと 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻 教授
ながい 永井	やすよし 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センター長
なかがわ 中川	としこ 聡子	東京都市大学 名誉教授
なかじま 中島	けん 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
ひさだ 久田	よしあき 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
ほうはら 芳原	しんや 新也	学校法人近畿大学原子力研究所 准教授
まつお 松尾	あきこ 亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授

まるやま 丸山	ゆう 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター 副センター長
みやまち 宮町	ひろき 宏樹	国立大学法人鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授
むらまつ 村松	けん 健	東京都市大学工学部 客員教授
やまおか 山岡	こうしゅん 耕 春	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科 教授
よしだ 吉田	ひろこ 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 准教授
よしはし 吉橋	さちこ 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施設 准教授
よねおか 米岡	ゆうこ 優子	前 公益財団法人日本適合性認定協会 専務理事・事務局長

合計 21 名 (敬称略、50 音順)

臨時委員

おくの 奥野	みつる 充	学校法人福岡大学理学部地球圏科学科 教授
たかはし 高橋	ともゆき 智 幸	学校法人関西大学 理事 同学社会安全学部 教授
たかはし 高橋	ひろあき 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授
たにおか 谷岡	ゆういちろう 勇 市郎	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授
とおだ 遠田	しんじ 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授
みやけ 三宅	ひろえ 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授

合計 6 名 (敬称略、50 音順)

専門委員

あづま たかし 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断
吾妻 崇 層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員

うえだ ひでき 国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員
上田 英樹 同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室
室長

たなか あきこ 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター
田中 明子 活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ
研究グループ長

合計3名(敬称略、50音順)

核燃料安全専門審査会名簿

令和2年12月14日現在

審査委員

うねさき ひろのぶ
宇根崎 博信

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授

えのきだ よういち
榎田 洋一

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科 教授

おがわ やすお
小川 康雄国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授
同センター センター長かつた ただひろ
勝田 忠広

明治大学法学部 専任教授

きりしま あきら
桐島 陽

国立大学法人東北大学多元物質科学研究所 教授

くろさき けん
黒崎 健

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授

すみ みなこ
角 美奈子

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター放射線治療科 部長

たかぎ いくじ
高木 郁二

国立大学法人京都大学大学院工学研究科 教授

たかだ つよし
高田 毅士国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長なかむら たけひこ
中村 武彦国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門安全研究センター センター長ひさだ よしあき
久田 嘉章

学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授

まつお あきこ
松尾 亜紀子

慶應義塾大学理工学部 教授

みやまち ひろき
宮町 宏樹

国立大学法人鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授

やまもと あきお
山本 章夫

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科 教授

やまおか こうしゅん
山岡 耕春国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院
環境学研究科 教授

よしだ ひろこ
吉田 浩子

国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 准教授

よしはし さちこ
吉橋 幸子

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施設
准教授

合計17名(敬称略、50音順)

臨時委員

おくの みつる
奥野 充

学校法人福岡大学理学部地球圏科学科 教授

たかはし ともゆき
高橋 智幸

学校法人関西大学 理事
同学社会安全学部 教授

たかはし ひろあき
高橋 浩晃

国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測セ
ンター 教授

たにおか ゆういちろう
谷岡 勇市郎

国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測セ
ンター 教授

とおだ しんじ
遠田 晋次

国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授

みやけ ひろえ
三宅 弘恵

国立大学法人東京大学地震研究所 准教授

合計6名(敬称略、50音順)

専門委員

あづま たかし
吾妻 崇

国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断
層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員

うえだ ひでき
上田 英樹

国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員
同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室
室長

たなか あきこ
田中 明子

国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター
活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ
研究グループ長

合計3名(敬称略、50音順)

資料3 参考8（公開）

制定 平成26年2月5日 原規技発第1402051号 原子力規制委員会決定
改定 平成26年4月16日 原規規発第14041613号 原子力規制委員会決定
改正 平成29年11月22日 原規規発第1711224号 原子力規制委員会決定
改正 令和元年6月20日 原規規発第1906201号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件を次のように定める。

平成26年2月5日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び専門委員（以下「審査委員等」という。）の任命に当たっての要件等を定める。

2. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の要件

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、この場合については、その事由を公表する。

原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業者である者

原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者

原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業者である者

原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工株式会社をいう。）の役員又は従業者である者

任命前の3年間（3.の自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、 から までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等として任命するときは、当該候補者に別添1に従い、2.の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。

任命前の3年間において、同一の原子力事業者等（2.の「原子力事業者」、の「子会社」、の「団体」及びの「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から1年度あたり50万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者

任命前の3年間において、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月22日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う審

査委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている審査委員等に係る自己申告については、平成30年度分から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏名)

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. から までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

(A) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. 及び のいずれにも該当しません。

(B) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. 又は のいずれかに該当します。

(備考)

- 1 上記の該当する にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
- 4 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報(3により追加提出されたものを含む。)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
- 5 なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。
- 6 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください(署名・押印は必要ありません。)

(様式1)

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

任命前の3年間 1における同一の原子力事業者等 2からの1年度あたり50万円以上の報酬等 3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
有 無		年度

- 1:「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。
- 2:「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. の「原子力事業者」の「子会社」の「団体」及びの「原子炉設備メーカー」をいいます。
- 3:「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

- 1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附 4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名 5	用途	金額
有 無		年度			

- 2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究 6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名 5	用途	金額
有 無		年度	委託・請負 共同研究			

- 4:「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。
- 5:「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告して下さい。その場合は、当該理由を公表します。
- 6:「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)